

東根市告示第77号

東根市緊急経営支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月29日

東根市長 土 田 正 剛

東根市緊急経営支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている法人等（以下「法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において緊急経営支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 市内に事業所を有する事業者

(2) 主たる事業が、日本標準産業分類における卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、写真業、療術業のいずれかに属する事業所を営む事業者

(3) 令和2年以前から事業により事業収入を得ており、確定申告若しくは住民税申告を行っている事業者又は令和3年1月までに創業している事業者であること。

(4) 令和3年2月または3月に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比又は前々年同月比で事業収入が20%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。

この場合において、令和2年4月以降に事業を開始した事業者については、事業を開始した月から令和3年2月までのいずれか1か月の売上げと対象月の売上げとを比較するものとする。

(5) 現に営業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある事業者であること。

2 前項第4号において、青色申告を行っている者の場合は、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄の「売上(収入)金額」の額を用いることとする。ただし、青色申告を行っている者で次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、次項によるものとする。

(1) 所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合

(2) 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない又は記載の必要がない場合

(3) 相当の事由により当該書類を提出できない場合

3 第1項第4号において、白色申告を行っている者の場合、2020年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不正な行為等の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの

(3) 法人でその役員のうち前2号に該当する者のあるもの

(4) 性風俗産業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)を営む者

(交付額)

第4条 給付金の交付額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、給付金の交付は、同一事業者に対して1回に限るものとする。

(1) 法人等 20万円

(2) 個人事業者等 10万円

(交付申請)

第5条 給付金の交付の申請する者(以下「申請者」という。)は、東根市緊急経営支援給付金交付申請書(様式第1号)に別表に掲げる提出書類等を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請の期限は、令和3年8月31日までとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに給付金の交付を決定し、東根市緊急経営支援給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の支払）

第7条 市長は、前条による給付金の交付決定後、交付決定を受けた事業者（以下「交付事業者」という。）に対し、給付金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき

（2） この要綱に反する行為があったとき

（3） その他市長が給付金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき

（給付金の返還）

第9条 前条の規定により給付金の交付決定を取り消されたときは、交付事業者は、市長の請求に応じ、給付金の全部又は一部を返還しなければならない。

（関係書類の保管）

第10条 交付事業者は、次に掲げる書類を給付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（1） 東根市緊急経営支援給付金交付決定通知書

（2） その他市長が必要と認める書類

第11条 市長は、交付事業者に対し、前条に掲げる書類の提出を求めることができる。

（提出書類等、交付額の算定及び基本情報の特例）

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（令和3年4月30日告示第62号）

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示は、令和4年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定を受けた交付事業者に係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和3年6月29日告示第77号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の東根市緊急経営支援給付金交付要綱の規定は、令和3年4月30日から適用する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の東根市緊急経営支援給付金交付要綱の規定により提出された申請書その他の書類は、この告示の改正後の東根市緊急経営支援給付金交付要綱の規定により提出された申請書その他書類とみなす。

別表

| 区分 | 提出書類等 |
|--------------------------|--|
| 法人等 | 1 対象月の属する事業年度の前年度又は前々年度の事業年度の確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写し（両面）等 2 対象月の月間事業収入の証明書類（売上台帳等） 3 振込先口座が確認できる通帳の写し 4 令和3年度固定資産税課税明細書の写し等（市内に自己所有の事業所を有する法人のみ） 5 賃貸借契約書の写し（市内で事業所を賃借している法人のみ） 6 その他市長が必要と認めるもの |
| 個人事業者等 （青色申告を行っている場合） | 1 2020年分又は2019年分の確定申告書第1表及び所得税青色申告決算書の写し等 2 対象月の月間事業収入の証明書類（売上台帳等） 3 振込先口座が確認できる通帳の写し 4 令和3年度固定資産税課税明細書の写し等（市内に自己所有の事業所を有する事業者のみ） 5 賃貸借契約書の写し（市内で事業所を賃借している事業者のみ） 6 その他市長が必要と認めるもの |
| 個人事業者等 （白色申告を行っている場合） | 1 2020年分又は2019年分の確定申告書第1表の写し等 2 対象月の月間事業収入の証明書類（売上台帳等） 3 振込先口座が確認できる通帳の写し 4 令和3年度固定資産税課税明細書の写し等（市内に自己所有の事業所を有する事業者のみ） 5 賃貸借契約書の写し（市内で事業所を賃借している事業者のみ） 6 その他市長が必要と認めるもの |

※上記の各区分の4及び5で指定する提出書類について、申請者が東根市商工会の会員の場合、提出を省略することができる。

3 給付金振込先金融機関の口座情報

| | | | | |
|-------------|-----------------|--|-------|--|
| 振込先 金融機関 | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | 金融機関コード | | 支店コード | |
| | 口座種別 | 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> | 口座番号 | |
| | 口座名義人 (カタカナ) | | | |

※ ゆうちょ銀行口座への振込をご希望の方は、通帳の最初の見開きページ下部に記載されてある振込受取口座情報を記載してください。

4 添付書類の確認（もれがないか確認欄に「○」をつけて確認してください。）

| 必要書類 | 確認欄 | |
|---|-----|--|
| 対象月の属する事業年度の前年度又は前々年度の事業年度の確定申告書別表一（※）及び法人事業概況説明書の写し（両面） ※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されているものがが必要です。 e-Tax で申告した場合は収受日付印の押印は必要ありませんが、受付日時等が印字されているものがが必要です。 いずれも存在しないときは、税理士の押印及び署名がされた申告書の写しが必要です。 | | |
| 対象月の月間収入を証明する書類（売上台帳等） | | |
| 振込口座がわかる通帳の写し（口座名義（カタカナ）の記載されたページ） | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が自己所有の場合・・・事業所の令和3年度固定資産税課税明細書の写し等 ・事業所が賃貸借の場合・・・事業所の賃貸借契約書の写し ※「提出」か「省略」のいずれかに○をつけてください。 （東根市商工会の会員のみ提出を省略できます。） | 提出 | |
| | 省略 | |

5 誓約事項（確認欄に「○」をつけて確認してください。）

| 誓約事項 | 確認欄 |
|--|-----|
| 東根市緊急経営支援給付金交付要綱第3条第2号、第3号及び第4号に規定する暴力団関係者でないこと。 | |
| 性風俗産業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む者でないこと。 | |
| 本給付金の支給申請の段階で、今後も事業を継続する意思を有していること。 | |

6 同意事項（確認欄に「○」をつけて確認してください。）

| 同意事項 | 確認欄 |
|------------------------------|-----|
| 本件申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。 | |

東根市長 あて

申請事業者
住所（確定申告書に記載の住所）

氏名 印

東根市緊急経営支援給付金交付申請書（個人事業者等用）

東根市緊急経営支援給付金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。また、下記5に定める事項に誓約するとともに、下記6に定める事項に同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約若しくは同意に反したことにより給付金の返還請求等の不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

申請金額：100,000円

1 申請事業者に関する事項

| | | | | |
|-----------|------------------------------------|---|-------|--|
| 事業者に関する情報 | 住所 <small>（確定申告書に記載の住所）</small> | 〒 | | |
| | 電話番号 | | 日中連絡先 | |
| 事業所等の情報 | 屋号 等 | | | |
| | 所在地 | 〒 | | |

2 減少率の算定

| | | |
|--|-----------------|--|
| A 対象月（※）の月間事業収入 | 年 月 | 円 |
| B 青色申告者・・・対象月の前年同月又は前々年同月の事業収入 白色申告者、市申告者・・・2020年又は2019年の月平均の事業収入 | | 円 |
| C 減少率（20%以上が対象） | $(B-A)/B*100 =$ | % <small>（四捨五入して小数点第1位まで記載）</small> |

※ 対象月：2021年2月又は3月のうち事業者が選択した月。

3 給付金振込先金融機関の口座情報

| | | | | |
|-------------|-----------------|--|-------|--|
| 振込先 金融機関 | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | 金融機関コード | | 支店コード | |
| | 口座種別 | 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> | 口座番号 | |
| | 口座名義人 (カタカナ) | | | |

※ ゆうちょ銀行口座への振込をご希望の方は、通帳の最初の見開きページ下部に記載されてある振込受取口座情報を記載してください。

4 添付書類の確認（もれがないか確認欄に「○」をつけて確認してください。）

| 必要書類 | 確認欄 | |
|---|---|--|
| (青色申告者) 2020年分又は2019年分の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の写し (白色申告者) 2020年分又は2019年分の確定申告書第一表の写し等及び収支内訳書の写し (市申告者) 2020年分又は2019年分の市町村民税・道府県民税・国民健康保険税申告書の写し及び収支内訳書の写し | 確定申告書第一表の写しには、收受日付印の押印されているものがが必要です。 e-Tax で申告した場合は收受日付印の押印は必要ありませんが、受付日時等が印字されているもの（「受信通知（メール詳細）」）の添付が必要です。 いずれも存在しない場合は、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載があるもの）を添付してください。 | |
| 対象月の月間収入を証明する書類（売上台帳等） | | |
| 振込口座がわかる通帳の写し（口座名義（カタカナ）の記載されたページ） | | |
| ・事業所が自己所有の場合・・・事業所の令和3年度固定資産税課税明細書の写し等 ・事業所が賃貸借の場合・・・事業所の賃貸借契約書の写し ※「提出」か「省略」のいずれかに○をつけてください。 （東根市商工会の会員のみ提出を省略できます。） | 提出 | |
| | 省略 | |

5 誓約事項（確認欄に「○」をつけて確認してください。）

| 誓約事項 | 確認欄 |
|--|-----|
| 東根市緊急経営支援給付金交付要綱第3条第2号、第3号及び第4号に規定する暴力団関係者でないこと。 | |
| 性風俗産業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む者でないこと。 | |
| 本給付金の支給申請の段階で、今後も事業を継続する意思を有していること。 | |

6 同意事項（確認欄に「○」をつけて確認してください。）

| 同意事項 | 確認欄 |
|------------------------------|-----|
| 本件申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。 | |

東商観発第 号

令和 年 月 日

殿

東根市長

東根市緊急経営支援給付金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、東根市緊急経営支援給付金の交付について、東根市緊急経営支援給付金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 給付金名 東根市緊急経営支援給付金

2 給付金交付決定額 円

3 交付条件

東根市緊急経営支援給付金交付要綱に定める規定を遵守すること。